諮問番号：令和３年度諮問第６号

答申番号：令和３年度答申第８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１０月２３日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

処分庁が本件処分において、平成２９年１０月２２日から同月末までの日割生活扶助費を返還免除したことから、処分庁は同月末まで保護を継続していたのであり、そのため、転居先の実施機関から同月分の日割生活扶助費が支給されず、最低限の生活をするための生活用品も買えなかったのであるから、本件処分は違法な処分である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件審査請求においては、月の途中で保護の実施機関を異にする住居へ転出し、保護が引き継がれた場合の、転居日（平成２９年１０月２１日）の翌日から月末までの日割生活扶助費の取扱いに関して、審査請求人から主張が行われている。

　　　それらの主張からすると、審査請求人は、処分庁が平成２９年１０月２２日から同月末までの日割生活扶助費（２２，７６８円）を返還免除としたことから、処分庁が保護を同月末まで継続しており、そのため転居先の保護実施機関から同月分の日割生活扶助費が支給されず、本件処分は違法な処分である旨主張しているものと推認される。
　しかしながら、処分庁が法第８０条に基づき返還免除としたことは、既に前渡された保護金品のうち保護廃止日以降の分について、これを返還させないと決定したにすぎず、廃止日以降も保護を適用したことを意味するものではない。

　　　審査請求人は、転居直後は所持金が少なく、最低限の生活をするための生活用品も買えなかったと主張するが、移管日以降の保護は、移管後の保護実施機関が実施責任を負い、保護費を支給するかどうかを判断することになる。

（２）以上のとおり、審査請求人が主張するように、処分庁が、審査請求人に対し、保護廃止日以降の分の返還を求めていれば、移管後の保護実施機関からは平成２９年１０月分の日割生活扶助費が支給され、生活費のやり繰りができた可能性は否定しないが、審査請求人が処分庁の所管区域外へ転出したことに伴う本件処分自体には違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年７月１日　　　諮問書の受領

令和３年７月２日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１６日

口頭意見陳述申立期限：７月１６日

令和３年７月２６日　　第１回審議

　令和３年８月２６日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１９条第１項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第１号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第２号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

（２）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（３）法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年４月３０日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成２９年９月２６日付けのケース記録票には、審査請求人から入電があったとして、「１０月には○○に転居したいと思っているが、現住居の荷物を片付けてからのことになる。○○でも保護は受けたいと言う。」と記載されている。

（３）平成２９年１０月４日付けのケース記録票には、処分庁を訪問した審査請求人に対して、「市外転居に関する決まりごと等について、別紙文書を交付した。」と記載されている。なお、別紙文書は、「市外転出の場合の保護の廃止と他市での保護申請について」（以下「本件別紙文書」という。）と題し、「○○と他市で保護を継続する場合は、○○での保護廃止日と同日に他市での保護申請が必要です。（この場合、○○で支給済み保護費のうち、住宅扶助以外は日割計算による１５９条返還か、８０条免除により他市での支給調整となります）」と記載されている。

（４）平成２９年１０月２０日、審査請求人は処分庁を訪問した。

同日付けのケース記録票には、転出についての審査請求人の話として、「１０月２１日に荷物を全て片付け、２１日に○○○○○に転出することになった。今から転出証明をとり、本日中（２０日）に○○○に転入届を済ませるとのこと。」と記載されている。ケースワーカーの対応として「○○を２１日の転出であれば、○○の保護は２１日限り２２日付け廃止となる。保護が途切れないようにするには、本日（２０日）○○○に転入時に、２２日（日曜日）付、開始の保護申請について担当係と相談するよう説明する。廃止による○○の１０月保護費は８０条免除を行うため返還は不要だが、○○○では支給されないことを説明すると、そんなのは当たり前だと言う。」と記載されている。

（５）審査請求人は、平成２９年１０月２１日付けで○○○○○○に転入届を行うとともに、○○福祉事務所にその翌日付けの保護開始を申請した。

（６）平成２９年１０月２３日、処分庁は、審査請求人の「転出（市外）廃止に伴う保護費の取り扱いについて」を議題として、ケース診断会議を開催した。その記録には、診断結果の欄に「月後半のことでもあり、既に大半を費消していることが推測され、返還は困難と判断し生活保護法第８０条免除を行うことも、やむをえないと判断する。」と記載されている。

また、同日のケース記録票には、○○福祉事務所から入電があったとして、「主〔 審査請求人〕が１０月２０日（金曜）に来所し保護申請があり、１０月２２日付開始で申請書を受理した。明日、新規訪問するため、取り急ぎ主の概要について教えて欲しいとのこと。主の概要について説明し、自費転居ではあるが、保護を必要としているため、ケース移管扱いとし、○○では１０月２２日付け保護廃止とし、１０月保護費は８０条免除を行う旨、説明し了解を得る。」と記載されている。

（７）平成２９年１０月２３日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行い、１０月保護費として支給済みの保護金品のうち保護廃止日以降の分（以下「本件過渡金」という。）について法第８０条に基づきその返還を免除した（以下「本件返還免除」という）。本件処分の決定通知には、廃止を「平成２９年１０月２１日限り」、理由を「○○○○さん〔 審査請求人 〕は平成２９年１０月２１日、市外転出により、平成２９年１０月２２日付けで保護を廃止します。保護廃止による返還金は生活保護法第８０条に基づく返還免除を行います。」と記載されている。

（８）平成２９年１１月７日、ケース記録票によれば、審査請求人は電話で、○○福祉事務所から同年１０月２２日以降の１０月分の保護費が支払われないことについて、処分庁に照会した。これに対し処分庁は、同年１０月４日に本件別紙文書を交付済みであること、○○○では１０月分保護費を支給できないことを同年１０月２０日に説明済みである旨を回答した。

（９）平成２９年１１月２６日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）審査請求人は、処分庁が本件返還免除を行ったことから、処分庁が保護を平成２９年１０月末まで継続しており、そのため、○○福祉事務所から同月分の日割生活扶助費が支給されず、最低限の生活をするための生活用品も買えなかったのであるから、本件処分は違法な処分である旨主張する。

しかしながら、前記１（３）及び２（７）のとおり、処分庁が本件返還免除を行ったことは、法第８０条を適用して本件過渡金の返還を求めないというものに過ぎず、保護廃止日以降も審査請求人に保護を継続することを意味するものではない。

また、審査請求人の主張するとおり、転居直後は所持金が少なく、最低限の生活をするための生活用品も買えなかったことが事実であるとしても、○○○○○○への転入日以降の保護は○○福祉事務所が実施責任を負うのであり、前記２（５）のとおり、現に審査請求人は同福祉事務所に同年１０月２２日付けの保護開始を申請しているから、上記事実のみをもって本件処分を違法又は不当であると言うことはできない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

（２）また、審査請求人が主張するように、処分庁が審査請求人に対し本件過渡金の返還を求めていれば、○○福祉事務所から平成２９年１０月分の日割生活扶助費が支給され、転居当時の生活費のやりくりが出来た可能性は否定しないが、このことを勘案しても、本件処分自体に違法又は不当な点は認められない。

（３）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

　本件審査請求についての本審査会の前記判断を左右するものではないが、本件処分に至る処分庁の判断の過程、手続に関して疑義があるため、以下、付言する。

（１）処分庁は、前記２（３）のとおり、来所した審査請求人に対して本件別紙文書を手交したことが認められるが、この文書の記載からは、「１５９条返還」がそもそも何を意味しているのかが不明である上、「８０条免除により他市での支給調整」がされた場合、転居の前後で保護費の取扱いが実際どのようになるのかを理解するのは困難である。現に、前記２（４）のとおり、処分庁は審査請求人に対し、本件過渡金について「８０条免除を行うため」転居先の○○福祉事務所から保護費が支給されないことを口頭で説明していることがうかがえるものの、前記２（８）からは、審査請求人はこの点を十分に理解できていなかったと認められる。

　　　今後、処分庁においては、保護費の返還等を含む転居に伴う保護費の取扱いについて、本件別紙文書の記述を分かりやすいものに改めるとともに、受給者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努め、また、かかる説明をした場合はその内容を適切に記録するなどして、受給者との無用な行き違いが生じないよう配慮することが望まれる。

（２）また、前記２（６）のとおり、ケース診断会議の記録には、「月後半のことでもあり、既に大半を費消していることが推測され、返還は困難と判断し生活保護法第８０条免除を行うことも、やむをえないと判断する。」と記載されている。この点に関して、支給済みの１０月分保護費のうち相当額が審査請求人の手元に残っている場合は、処分庁が法第８０条に基づき返還を免除し、○○福祉事務所からは転入日以降の同月分保護費を支給しないという調整を行っても問題はないが、他方、保護廃止日に既に保護費の大半を費消して所持金が僅かとなっている場合にこうした調整を行うならば、審査請求人は残りの１０日間について最低限度の生活を維持できないということになる。後者の場合は、○○福祉事務所は、審査請求人の転入後直ちに１０月分の保護費を支給しなければならない。そのために、処分庁は、本件処分に際して、審査請求人が残り１０日間の最低生活をまかなうことができるだけの金銭を保有しているか否かを確認し、所持金が僅かしかない場合はその事実を○○福祉事務所に迅速に伝えることが望まれた。ましてや本件では、転居に必要な敷金等の支給を求める審査請求人の申請を処分庁が却下する処分を行っており、これにより審査請求人は自費での転居をせざるを得なかったという事情が存在した。それにもかかわらず、前記２（６）のとおり、○○福祉事務所と処分庁の電話でのやり取りからは、審査請求人の転出入に伴う行政庁間の保護費の支給調整として本件返還免除が行われたにすぎず、その他の事件記録からも、処分庁が審査請求人の所持金について確認を行い、判明した事実を同福祉事務所に迅速に伝えたことを示す資料は見いだされない。

　　　今後、処分庁においては、受給者が管轄区域外に転出する場合、以後も転居先で切れ目なく保護が適切に実施されるように、所持金が少ない等の受給者の状況を迅速かつ的確に転居先の保護実施機関に伝達し、同機関との十分な連携を図ることが望まれる。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子